

雇用関係助成金の新設等について

～ 賃上げや人材育成等に取り組む事業主等へのさらなる支援 ～

令和4年12月2日施行 ◎：新設 ●：拡充

◎ 人材開発支援助成金（事業展開等リスキング支援コース）

- ・新製品の製造や新サービスの提供等により新たな分野に展開する、または、デジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化等を図るため、**人材育成**に取り組む事業主に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高率助成（経費助成率：中小企業75%、大企業：60%等）

● 人材開発支援助成金（人への投資促進コース）

- ・**定額制訓練**の助成率を引上げ（中小企業：45%→60%、大企業：30%→45%）
- ・**自発的職業能力開発訓練**の助成率及び助成限度額を引上げ（助成率：30%→45%、助成限度額：200万円→300万円）等

● キャリアアップ助成金（正社員化コース）

- ・**人材開発支援助成金（人への投資促進コース）**のうち一部訓練（自発的職業能力開発訓練、定額制訓練）の加算額を引上げ（9万5,000円→11万円）
- ・加算対象となる助成金コースに、人材開発支援助成金（事業展開等リスキング支援コース）を追加

● キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

- ・賃金引上げ要件（2%以上→3%以上）を見直すとともに、**5%以上の賃金引上げ**を行う場合の助成額を引上げ（中小企業が5%以上引上げ：55,750円→65,000円等）

● 特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）

- ・成長分野（デジタル・DX、グリーン・カーボンニュートラル）関係業務における採用に加え、就職が困難な者の未経験職種で採用し、**人材育成**を行い、**5%以上の賃金引上げ**を行う場合を助成対象に追加（助成額は通常の特定制職者雇用開発助成金の1.5倍）

◎ 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

- ・労働者の**人材育成**を在籍型出向で行い、出向復帰後6か月の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも**5%以上の賃金引上げ**を行う場合、出向元事業主に賃金の一部を助成（中小企業の場合：出向中の賃金のうち出向元が負担する額又は出向前の賃金の1/2の額のいずれか低い額の2/3の額）

● 労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）

- ・「再就職援助計画」の対象者を、**前職より高い賃金（雇入れ前賃金比5%以上）**で、離職日の翌日から3か月以内に雇い入れる場合に助成額を加算助成（加算額：20万円）

● 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）

- ・中途採用した45歳以上の**労働者全員の賃金を前職よりも5%引き上げた場合**等の助成額を引上げ（60万円又は70万円→100万円）

● 雇用調整助成金等

令和4年11月30日施行

- ・令和4年12月から原則として通常制度に移行するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業活動の減少を余儀なくされた事業主は、**令和5年3月31日**までは特例の経過措置期間を設け、また、特に業況が厳しい事業主については、**令和5年1月末まで特例措置に対して経過措置を継続**

● 産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）

令和4年10月1日施行

- ・支給対象期間の**延長**（最長1年→最長2年）
- ・支給対象労働者数の上限撤廃（最大500人まで→上限なし）
- ・出向復帰後の訓練（**off-JT**）に対する**助成の新設**（経費助成：全額（上限30万円）、賃金助成：1人1時間あたり900円（上限600時間））